

全国町村長大会要望

十二月六日開催の全国町村長大会に参集した町村長は、地方財源の充実強化と町村財政基盤の確立」など七項目の決議、「町村が自主的、自立的な施策を展開できる地方分権の推進」など六項目の特別決議、「市町村合併に関する緊急決議」「ゴルフ場利用税に関する緊急決議」「個人住民税の株式等譲渡益課税に関する緊急決議」「法人事業税の外形標準課税に関する緊急決議」を決定し、四十四項目にわたる要望を採択した。

これら、決議、要望の速やかな実現を期するため、平成十三年度政府予算の本格的な編成期を迎えて、全国町村会では政府予算対策本部を中心に、全国の町村長は各都道府県ごとに関係の深い国会議員や政府要路に対し、有効かつ適切な方法によって、強力な実行運動を展開することとなった。

要望の全文は次のとおり。

一、地方分権の推進

二十一世紀を目前に控え地方分権が実施の段階に移った今日、住民が誇りと展望を持った活力ある地域社会を構築することは、地方自治体にとって最も重要な課題である。

よって国は、地方分権の一層の推進に向け、次の事項を実現されたい。

一、地方税・地方交付税等地方一般財源を確保するなど、必要な措置を的確に講じること。

二、今後、一層の事務・権限の移譲を推進すること。

三、権限移譲の「受け皿」整備の見地から市町村の合併を強制すること

のないよう十分留意すること。

なお、市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対に行わないこと。

二、町村財政基盤の強化

町村は、自主税源が乏しい中、地方分権の進展を踏まえ、介護保険の実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、厳しい条件下の農林水産業の振興等、自主的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

よって、国は町村財政基盤を強化

するため、次の事項を実現されたい。

一、地方分権の一層の推進に向けて地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなどの確な措置を講じること。

二、地方交付税制度の充実強化

(1) 町村が安定した財政運営ができるよう、地方交付税所要額を確保すること。

(2) 税源の偏在による財政力の是正および一定の行政水準の確保をはかるため、財政調整機能は、極めて重要であるので、基準財政需要額の算定にあたっては、町村のもつ役割を十分考慮し、実態を的確に反映したきめ細かい財政需要の算定をはかり、町村への傾斜配分を強化すること。

(3) 地方交付税が地方の固有財源であることを明確にするために、国の一般会計を経由せず、交付税特別会計に直接繰り入れること。

(4) 町村の公債費負担が増高していることにかんがみ、元利償還金に対する地方交付税算入率の引上げおよび対象事業の拡大をはかること。

三、低水準にある町村の重点的、計画的な社会資本整備のための公共投資については、国庫補助事業および地方単独事業にかかる地方負担所要財源を十分確保すること。

四、町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方分権を実質的に

担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、所得税から住民税への税源移譲や地方消費税の拡充などにより、租税総額に占める地方税のウェイトを高め、町村税源の充実強化をはかること。

また、いわゆる環境税制を導入する際には、環境対策に係る町村の財政負担を助案し、地方税とすること。

(2) 個人住民税は、町村における、負担分任を基調とした基幹的な税目であるので、安定的にその充実がはかられるよう措置すること。

(3) 個人住民税の均等割の税率を引き上げること。

(4) 個人住民税の株式譲渡益課税については、納税者の選択次第で非課税になるなど、極めて不公平であり、課税の適正化を図る観点から、申告分離課税への一本化について、既定方針どおりに実施すること。

(5) 地方法人課税に関しては、町村にとって重要な税源であるので、法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかる分割基準に事務所または事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合の適正化をはかること。

なお、法人事業税への外形標準課税の導入について、都道府県財政の安定化は町村財政にとつても極めて重要であるので、その導入をはかる

こと。

(6) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、その安定的確保がはかられるよう、特に配慮すること。

(7) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場が地方公共団体の行政サービスと密接な関連を有し、また、所在することにより様々な財政需要が生じていることから、都道府県税として収入し、そのうち七割が市町村に交付されているものであることから、都道府県分のみは撤廃はあり得ず、結果として市町村交付金の一部削減とならざるを得ない。また、税収に対する交付金の割合が高い市町村にとっては極めて重要な財源となつていていることから、本税の存続・堅持を図ること。

(8) 租税負担の公平を期する見地から非課税等特別措置については、さらに整理合理化をはかること。特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を行うこと。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

(9) 軽自動車税の各標準税率を引き上げること。

また、軽自動車税のうち原動機付自転車については、課税の在り方等について実態に見合った見直しを行うこと。

(10) 入湯税の税率を引き上げること。

(11) 遅れている町村道等の整備を促進するため、町村にとつて重要な道路特定財源を確保するとともに、町村への配分割合を引き上げるなど、道路財源の充実強化をはかること。

(12) 個人都道府県民税にかかる徴収取扱費交付金の増額をはかること。

(13) 地方税法改正については、年度末専決を行わなくてもよいよう、同法の早期成立をはかること。

五、地方債の充実改善

(1) 財政投融资制度の改革後においても、地方債資金の調達に支障の生じないよう、良質な公的資金を安定的に確保すること。

また、公営企業金融公庫について、その資金調達に対する政府保証を付するなど、町村に対し、長期かつ低利な資金を安定的に供給できる仕組みを構築すること。

(2) 過疎地域の自立促進のための各種施策を推進するため、過疎債の所要額を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保すること。

(3) 高利の公的資金にかかる地方債について、繰上げ償還など適切な負担軽減措置を講じること。

(4) 道路改良事業の弾力的運用をはかることとし、町村道整備にかかる起債対象範囲を拡大すること。

六、第三セクター等の経営の状況にかんがみ、今後の社会経済情勢の変化に対応したあり方についての指針を踏まえ、運営改善のための所要の措置を講じること。

七、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村および人口急増町村等に対し、地域の実情に即した財政措置を講じよう、特に配慮すること。

三、国・地方間の財政秩序の確立

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行されたが、真の地方分権を実現するためには、地方税財源の拡充強化等および国庫補助負担金の整理合理化を積極的に推進する必要がある。よつて国は、次の措置を実現されたい。

一、事務・権限の移譲にあたっては、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなど必要な財政措置を的確に講じること。

二、国庫補助負担金の整理合理化を一層推進すること。

その際、廃止・縮減を行つても町村において引き続き当該事務・事業の実施が必要な場合は、所要財源を明確にしたうえで必要な地方一般財源を確保すること。

三、国庫補助負担金の統合・メニュー化を促進するとともに、地方超過負担の完全解消および補助対象資産の有効活用・転用等について、その運用・関与の改革を一層推進すること。

四、具体的な事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができる統合補助金制度を推進す

ること。

四、ペイオフ凍結解除後における地方公共団体の公金預金の保護

ペイオフ凍結解除にあたっては、預金保険法の改正により、地方公共団体についても全額保護されることとなつたが、歳計現金を除く預託金、基金等については平成十四年四月から、また、歳計現金についても平成十五年四月から凍結解除となり、〇〇万円超の部分について預金保険の保護措置がない状態となる。

殆どの地方公共団体では、地域経済対策としての地元金融機関の活用や、中小企業等への制度融資にかかわる預託等、安全確実という基準だけで預入先を選択することが困難な状況にある。

仮に、預入先の金融機関が破綻し、公金預金が喪失した場合、特に財政基盤が脆弱な町村にとつては直ちに財政破綻につながることもあり、町村としての行政執行に支障を生じ、住民生活に重大な影響を与えるだけでなく、住民の共有財産の喪失として多大な損失となる。

よつて国は、金融機関の健全性の確保、情報開示の徹底等金融環境の整備を推進するとともに、ペイオフ凍結が解除される平成十四年四月以降について、引き続き公金預金の保護のための必要な措置を講じること。

五、情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応した情報化の推進

近年の情報通信技術（ＩＴ）の進展に伴い、これに的確に対応することによって、町村の行政事務の効率化・迅速化をはかる必要性が生じてきている。

よって、今後、町村において情報化施策を推進していくため、国は次の事項を実現されたい。

一、行政事務の効率化・迅速化及び国・地方の行政情報の共有の促進をはかるため、国の行政ネットワークと接続する地方公共団体のネットワーク（総合行政ネットワーク）の構築が必要であり、そのための支援措置を講じること。

二、情報通信格差の是正をはかるとともに、高度情報通信社会の進展に対応した地域の情報化を促進するため、光ファイバー網、移動体通信、情報拠点施設及びＣＡＴＶ等の高度情報通信基盤の整備等を推進すること。

三、地域住民が不便なく情報化の成果を利用することを可能にする町村の取組を推進するとともに、複数の町村が行う情報システムの共同開発事業や複数の市町村が共同して情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応する必要がある事業に対して支援すること。

四、町村が地理情報システム（ＧＩ

Ｓ）を活用し、国土空間データ基盤を把握することにより、事務事業の効率化をはかるとともに、災害時におけるライフライン等の情報の一元的な把握を可能とするため、地域レベルの地理情報システム（ＧＩＳ）の整備、普及の促進に格別の支援措置を講じること。

六、国土政策の推進

国土政策は、国土の均衡ある発展をはかることが基本である。国土総面積の七二％を占める町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、国土の保全や地域社会の維持に苦慮している。こうした中、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、二十一世紀に向けて全国のそれぞれの地域が特性を生かした適切な役割を担っていけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

また、先の大震災等の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることにも配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、「二十一世紀の国土のグランドデザイン」を効果的、かつ着実に推進するため、戦略推進指針に沿って地域づくりの支援等を行うとともに、「二十一世紀の国土計画のあり方」に関する基本的な考え方を取りまとめるにあたっては、国と地方相互の計画

意図の尊重を考慮して、多自然居住地域と位置づけられ、国土の保全と利用について大きな役割を担う町村の意見を充分反映すること。

また、森林、農地等、国土資源の保全、管理が喫緊の課題となつていることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

二、災害に強い国土づくりのためにも、長期的視点に立つて人口および産業の地方分散を推進すること。加えて、国の行政機関、研究学園施設等については地方定住、特に若者の定住にも配慮して広く地方に分散・立地させること。

三、新産業都市及び工業整備特別地域における生活環境の整備、新産業の育成等を推進するため、平成十二年度末で期限切れとなる「新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」による国の財政上の特別措置を延長するなど、指定地区に支障が生じないよう特段の措置を講じること。

四、地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限の移譲および財政措置の充実強化をはかるとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な支援策を講じること。

五、農山漁村地域を活力にあふれた住みやすい地域として再生するため、美しいむらづくりを推進するとともに、農林漁業振興対策等、各般

の施策を拡充強化し、総合的、計画的に推進すること。

また、都市や農山漁村等の広域的な交流・連携を促進すること。

六、人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講じること。

七、高規格幹線道路および空港等、高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大にかんがみ、地方空港の整備を積極的に推進すること。

八、整備新幹線の整備については、国土の均衡ある発展を図り、豊かさを実感できる国民生活を実現するために不可欠なプロジェクトであるので、早期着工、早期完成を目指して推進すること。

九、情報格差の是正、住民サービス向上のため総合的、計画的な地域情報化を促進すること。

特に、電気通信格差是正事業の拡充等により、自治体ネットワーク、光ファイバー網、移動体通信、ＣＡＴＶ等の高度情報通信基盤の整備を推進すること。

一〇、港湾整備事業は、豊かで活力ある地域づくりをはかるうえからも重要であることにかんがみ、第九次港湾整備七箇年計画を着実に推進すること。

一一、第六次海岸事業七箇年計画を着実に推進すること。

一二、過疎地域、辺地、山村、豪雪

地帯、半島地域、離島などの町村に
対する振興施策を積極的に推進する
こと。

七、地域活性化対策の推 進

国土の均衡ある発展をはかる見地
から、財政基盤の弱い町村を重点的
に活性化し、地域経済の再生、少子
・高齢社会への対応をはじめ、若者
も定住する豊かで住みよい地域社会
を構築する必要がある。

よって、国は次の事項を実現され
たい。

一、町村が自主的・主体的に取り組
む地域づくりを推進するため、ふる
さと関連施策を充実すること。

特に、地域が創意に基づき「地域
経済新生」「人づくり」等に主体的
かつ総合的な取り組みを行うことがで
きるよう、地域活力創出プラン関連
事業を推進すること。

二、過疎地域、辺地、山村、豪雪地
帯、半島地域、離島などの持つ国土
保全、水源涵養等の公益的な機能の
重要性にかんがみ、これら特定地域
に対する振興施策を推進するため、
特別な財政措置を講ずること。

三、地域づくりと住民生活充実のた
め、文化、スポーツ施設の整備と有
効活用の促進をはかるとともに各種
活動への住民参加の促進対策等を強
力に支援すること。

四、農山漁村地域が果たしている公
益的役割の見地から、後継者の育成

・確保、定住促進対策等の取組を支
援するため、国土保全対策事業を充
実すること。

五、地域活力の低下している農山漁
村地域の活性化と農林漁業の体質強
化をはかるため、農山漁村関連施策
および農林漁業振興対策を強力に推
進すること。

六、情報通信格差の是正をはかると
ともに、高度情報通信社会の進展に
対応した地域の情報化を促進するた
め、光ファイバー網、移動体通信、
情報拠点施設およびCATV等の高
度情報通信基盤の整備等を推進する
こと。

七、地域住民が不便なく情報化の成
果を利用することを可能にする町村
の取組を推進するとともに、複数の
町村が行う情報システムの共同開発
事業に対して支援すること。

八、地域産業創造対策および新地域
経済基盤強化対策を推進するととも
に、財政措置を充実すること。

また、地域の自主性を尊重しつつ
地域雇用対策を推進すること。

九、国際化に対応した地域づくりの
ため、町村が実施している国際交流
・国際協力事業および在日外国人に
関する対策等について財政措置を充
実すること。

一〇、総合保養地域整備法によるリ
ゾート地域の整備にあたっては、自
然や生態系に充分配慮しつつ、町村
の活性化をはかる見地に立って、総
合的かつ機動的に推進すること。
一一、人口が急増する町村は、小・

中学校等の教育施設、公共下水道、
廃棄物処理施設等の生活環境施設な
ど緊急に整備する必要があるので、
その事業量を確保し、地域の実態に
即するよう財政措置を強化するこ
と。

八、子育て支援対策の推 進

わが国においては、近年の著しい
少子化の中で、子ども同士のふれあ
いの減少などにより、子どもの自主
性、社会性が育ちにくく、また、社
会保障費用にかかる現役世代の負担
の増大、社会の活力の低下等への影
響が懸念される状況にある。このた
め子ども自身が健やかに育ってい
ける社会、子どもを安心して生み育
てることができる環境づくり等の強力
な推進が求められている。

よって、国は子育て支援のための
対策を総合的、計画的かつ緊急に推
進すること。

九、社会福祉対策の推進

夫婦共働き世帯の一般化、核家族
化の進行等に伴い、家庭における保
育機能や介護機能が低下してきてい
る。このため、地域住民のニーズに
対応した保育制度の充実及び障害者
が安心して暮らせる福祉のまちづく
り等の推進が課題となっている。

よって、国は次の事項を実現され
たい。

一、児童福祉対策等の推進
(1) 保育制度の充実
ア、新エンゼルプランの着実な実施
をはかること。

イ、保育所運営費の基準の改善をは
かるとともに、特別保育にかかる財
政措置を充実すること。

ウ、保育制度にかかる国の財政負担
を地方へ転嫁しないこと。

(2) 児童健全育成対策にかかる財政
措置を充実すること。

(3) 保育所、幼稚園の連携強化及び
施設の総合化をはかること。

(4) 母子、父子家庭対策を充実する
こと。

(5) 乳幼児にかかる医療費の無料化
を制度化すること。

二、障害者保健福祉対策の推進
(1) 障害者プランを着実に実施する
こと。

(2) 障害者保健福祉対策にかかる財
政措置を充実すること。

(3) 身体障害者更生援護施設にかか
る措置費基準の改善をはかること。

(4) 障害者スポーツの振興をはかる
こと。

三、社会福祉協議会等の充実
(1) 市区町村社会福祉協議会の活動
費にかかる財政措置を充実するこ
と。
(2) 民生(児童)委員の活動費にか
かる財政措置を充実すること。

一〇、義務教育施設等の整備促進

二十一世紀を間近に控え、わが国の将来を担う子どもたちを時代の進展に即応し、心身ともにたくましく育成するため、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。よって、国は次の事項を実現されたい。

一、義務教育施設等整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を拡充すること。

二、学校給食については、地域の実情に即した給食施設及び設備にかかる財政措置を充実するとともに、米飯給食に対する財政措置を講じること。

また、集団食中毒対策の充実・強化をはかること。

三、学校図書館図書整備に対する財政措置の充実をはかること。

四、小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。

五、心豊かなゆとりある教育の実現をするため、学習指導要領の改訂を図ること。また、少人数教育を促進するため、一学級定数標準を緩和すること。

一一、青少年の健全育成対策の強化

二十一世紀を担う青少年の健全育

成のため、家庭、学校ならびに地域社会が一体となって強力に推進する総合的な対策が必要である。よって、国は次の事項を実現されたい。

一、青少年の団体活動、ボランティア育成活動等青少年育成国民運動を一層推進すること。

二、学校生活におけるいじめや、非行等の問題行動が多発している現状にかんがみ、生徒指導の充実強化、その他児童・生徒を健全に育てるための心の教育を一層推進すること。

三、特に最近の青少年による凶悪事件の頻発にかんがみ、専門的見地からの原因究明をはじめ、その防止対策を総合的に推進すること。

一二、生涯学習等の振興

人々がいつでも、自由に多様な学習機会を選択して学ぶことができ、心にゆとりと潤いのある生涯を送れるようそれぞれの地域の実情にあった生涯学習推進体制を整備する必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

一、生涯学習振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

二、生涯スポーツの普及振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

三、史跡等文化財保護に対する財政

措置を充実すること。

一三、老人保健福祉対策の推進

高齢社会の到来を踏まえ、新たなシステムに対応した基盤整備を計画的に推進するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを強力に推進する必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

一、老人保健対策の推進

(1) 老人医療費に対する国の負担割合を拡充すること。

(2) 老人医療費拠出金の算定にかかるとともに、老人加入率の上限を撤廃すること。

また、退職者にかかる老人医療費拠出金の全額を退職者医療制度で負担すること。

(3) 老人保健事業にかかる財政措置を充実すること。

(4) 介護老人保健施設については、町村が必要とする事業量を確保するとともに財政措置を充実すること。

二、老人福祉対策の推進

(1) ゴールドプラン21の着実な実施をはかること。

(2) 養護老人ホーム等にかかる措置費基準の改善をはかること。

(3) 在宅福祉施策及び老人福祉施設については、町村が必要とする事業量を確保するとともに地域の実情に応じた整備ができるよう財政措置を充実すること。特に、小規模特別養

護老人ホーム等の設置基準等の緩和をはかること。

(4) 高齢者がその実態に応じ、就業の機会を確保できるよう雇用対策を充実すること。また、知識と経験を活かせる適当な仕事に従事し、教育、経済等社会活動に積極的に参加できる機会を確保するための対策を充実すること。

三、痴呆性老人に対する総合的対策の推進をはかること。

一四、介護保険制度の円滑な実施

高齢化が著しく進行する我が国において、高齢者介護は現下の最大の課題であり、国、都道府県、市町村が一丸となって取り組むことが何よりも重要である。こうした中、介護保険制度が本年四月から施行され、町村においては高齢者に対する必要かつ十分な介護の提供に懸命の努力を傾注しているところである。しかしながら、今なお解決すべき課題が山積している。同制度を円滑かつ安定的に運営するためには、町村の意見を尊重することはもとより、国、都道府県がその役割を十分に果たすことが必要である。よって、国は次の事項を実現されたい。

一、保険者について

市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には、公平、公正かつ、より効果的な制度運営の

ため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。

二、保険料について

(1) 低所得者に対する保険料については、減免措置を講じるとともに、同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。

また、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること。

(2) 事務の効率化のため、第一号保険料にかかる特別徴収の対象範囲を拡大すること。

(3) 介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険の収納低下により生じる歳入欠陥については、全額国費により補填すること。

三、財政調整について

(1) 国の負担二五%のうち五%が調整財源とされているが、調整財源については二五%の外枠とし、必要額を措置すること。

(2) 財政安定化基金にかかる財源は、国及び都道府県の負担とする。

四、要介護認定について

(1) 公平、公正かつ迅速な認定を確保なものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示及び連絡調整を行う本部ならびに生活圏を単位として審査判定を行う支部を設置すること。

(2) 認定審査会委員の研修及び訪問調査員等の研修を充実すること。

(3) 認定審査会委員報酬及び調査業務委託料については、実勢に応じた基準額を設定すること。

(4) 一次判定に用いるコンピュータソフトの精度向上をはかるとともに、痴呆症状の実態に即したソフト開発を行うこと。

(5) 認定更新の際、状態に変化が生じていない者については、認定期間の有効期限を延長する等手続きの簡素化を図ること。

五、介護報酬について

(1) 介護報酬の特別地域加算に係る影響額については、利用者負担を含め財政措置を講じること。

(2) 住宅改修等の申請を介護支援専門員が代行する場合の介護報酬を定めること。

六、利用者負担について

低所得者に対する利用料負担については、減免措置を講じるとともに、同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。

七、家族介護に対する評価について

(1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め、支援策を充実すること。

(2) 同居家族に対する訪問介護に係る基準について、時間規制の二分の一要件は削除すること。

八、サービス提供事業体等について

(1) 市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるように支援体制を強化するとともに、十分な財政措置を講じること。

◆ 全国3252市区町村の基礎データ150項目を収録 ◆

◆ 市町村情報総覧2000 ◆

東日本編 西日本編 2分冊セット

編集 市町村情報ネットワークセンター 発行所 (株)ジャパンサービス 発売 紀伊國屋書店
2分冊セット(分売不可) 本体 20,000円+税 ISBN 4-87738-109-0

これからの日本社会のキーワードは「地域」、「市町村」です。

全国3,252(671市23特別区1991町567村)2000年7月現在の市区町村に関するさまざまな情報を求めようとする人が増えています。しかし、そうした情報は所在が分散しているために、入手するのはなかなか困難なのが実情です。

お問い合わせ

〒150-8513 東京都渋谷区東1-13-11

株式会社 紀伊國屋書店 ホールセール部

TEL 03-5469-5918 FAX 03-5469-5958

お申し込みは最寄りの
書店にお願い致します!

(2) 市町村特別給付については、法律、政省令等によって関与しないこと。

九、介護基盤の整備について

(1) 市町村介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるように、介護基盤整備については、人材の育成・確保等にかかる支援策を含め十分な財政措置を講じること。

(2) 介護療養型医療施設の入所定員数が、市町村の保険料水準に及ぼす影響が大きいことに鑑み、都道府県が行う同医療施設の指定にあたっては、市町村介護保険事業計画が十分に反映されるよう措置すること。

(3) 介護支援専門員の地域的偏在等についての対応策を講じるとともに、研修を充実すること。

一〇、事務費について

市町村における介護保険の事務の執行については、十分な財政措置を講じること。

一一、その他

(1) 養護老人ホーム及びグループホーム等の施設入所者に対して、住所地特例を適用すること。

(2) 訪問通所及び短期入所サービスの支給限度額一本化のシステム改修費用については、過重な負担とならないよう十分な財政措置を講じること。

(3) 介護保険制度に関する国民の理解と協力を得るため、的確な広報を行うこと。

一五、地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、地域保健の充実

(1) 母子保健事業が円滑に実施できるように、

(2) 予防接種が集団接種から個別接種になったことに伴うワクチン代の高騰に対処し、予防接種事業にかかるとともに、

(3) 保健婦、助産婦、栄養士等の養成、確保をはかるとともに、地域の実情に応じて配置できるよう財政措置を充実すること。

(4) 市町村保健センターの運営及び施設整備にかかる財政措置を充実すること。

二、地域医療体制の充実

(1) 自治体病院の医師確保対策をはかるとともに、経営健全化対策及び施設整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 看護職員の養成、確保をはかるとともに、財政措置を充実すること。

(3) 国立病院・療養所の統廃合、経営移譲等については、地域の医療に支障をきたさないよう地元町村と十

分協議すること。

三、へき地保健医療対策の充実

(1) 「第九次へき地保健医療計画」を策定すること。

(2) へき地診療所等の運営、医師及び看護婦の確保ならびに施設整備等にかかる財政措置を充実するとともに、医師標欠にかかる診療報酬の減額措置について緩和措置を講じること。

四、救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、救急医療情報センターにかかる財政措置を充実すること。

一六、国民健康保険制度の抜本的な改革の実現

国民健康保険制度は、被用者保険に比べ低所得者層が多く、さらに老人加入率が高い等その構造的な体質のため、財政的に脆弱であるうえに、医療費の増高等により保険料(税)の負担及び一般会計からの繰入れはすでに限界に達しており、永年に亘る負担により、町村における各種福祉施策の推進を大きく阻害している。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、各種医療保険制度間における負担と給付の公平化をはかるとともに、医療保険制度の一本化を早急に実現すること。

また、一本化にあたっては、国、地方団体、民間等の役割分担を明確

にし、保健、医療、福祉の諸制度が相互に連携し合い、一貫した運用ができる制度を確立すること。

なお、一本化が実現するまでの間、制度の維持運営に支障をきたさないよう、国庫負担の拡充等十分な財政措置を講じること。

二、慢性期医療等に対する包括払いの積極的な活用等診療報酬制度を見直すとともに、薬価基準制度を抜本的に改正すること。

三、国保財政の健全化及び保険料(税)負担の平準化に資するため、新たな国庫負担措置を講じること。

なお、国保財政安定化支援事業については引き続き措置すること。

一七、新農業基本法に基づき新たな地域農政の推進

わが国の農業・農村は過疎化・高齢化の進展による担い手の減少、耕作放棄地の増加また、国際化の一層の進展等大変厳しい状況にある。このような状況において、食料・農業・農村基本法およびそれを具体化する食料・農業・農村基本計画に即し、来るべき二十一世紀において安定した足腰の強い農業および農山村の構築を早急に実現する必要がある。

このため、平成十三年度の予算編成に当たっては、日本新生特別枠、生活関連等公共事業重点化枠の活用を含め、農業・農山村対策をさらに充実する必要がある。

よって、国は、次の事項を実現させたい。

一、食料自給率目標の達成

二十一世紀において、国民に安全性の高い食料を安定的に確保するためには、近年の自給率の低下傾向に歯止めをかけ、主要先進国の中で最も低い水準にある自給率の向上をはかることが必要である。したがって、「食料・農業・農村基本計画」において示された食料自給率の目標を確実に達成するため国内農業生産振興対策を抜本的に強化するとともに食料消費については、食品の廃棄や食べ残しの削減等食生活の見直しについて周知・普及をはかること。

二、国内農業生産体制の強化と国産米の消費拡大

(1) 水田を中心とした土地利用型農業の推進と緊急総合米対策の着実な実施

米の計画的生産および麦・大豆・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大をはかる水田を中心とした土地利用型農業活性化対策を推進するとともに緊急に米穀の需給と稲作経営の安定を図るため「緊急総合米対策」で決定された(ア)緊急食糧支援事業による七五万トンの市場隔離(イ)四〇万トンの政府買入れ(ウ)五万ヘクタールの生産調整緊急拡大分に対する助成措置の強化(エ)稲作経営安定対策における補てん基準価格水準の維持等を着実に実施すること。

また、作付面積を早期に提示するとともに作付け面積の配分、確認、

助成金の交付等に係る町村の事務について町村の負担が過重にならないよう簡素化すること。

(2) 農業生産総合対策の推進

自給率の低い麦、大豆等の重点的な生産振興のため、排水対策等圃場の改良整備など総合的・作物横断的な生産対策を推進するとともに各地域の実情に応じた地域特産作物の振興、開発を行うこと。

また、園芸産地の活性化をはかる

ため産地の実態にあつた野菜生産省力機械の開発普及を促進すること。

なお、生産資材費の軽減をはかるため農業機械・施設リース事業を拡大すること。

(3) 畜産振興総合対策の推進

酪農および肉用牛経営の安定と健全な発展をはかるため家畜排せつ物の処理の促進、肉用子牛対策の強化等の畜産振興総合対策を推進すること。

特に、口蹄疫等畜産に係る海外伝染病の国内侵入・まん延防止対策等の防疫対策および国産稲わら供給体制の一層の強化をはかること。

(4) 国産米の消費拡大

世界的な食料・環境問題が懸念されるなか、米を中心とした日本型食生活の再構築をめざすとともに農村地域の活性化につながる新たな米消費拡大策の拡充強化をはかること。

また、日本の食文化を守り育てていくため米飯を主体とする学校給食制度を確立し、学校給食用米穀の確保のための施策の創設と必要な財源の

確保をはかること。

三、WTO農業交渉への対応

WTO農業交渉に当たっては、農業の有する多面的機能や食料安全保障の重要性に配慮した新たな国際ルールの実現および国内の農業経営に著しい影響のある場合、輸入調整措置が実施できるものとする。

また、関税化に移行した米については、稲作農家の経営に影響のないよう現行の関税水準の維持、ミニマム・アクセス米の見直しに努めるとともに諸外国への援助用に積極的に活用すること。

四、地域農業の体質強化

(1) 地域農業の担い手の育成・確保

地域における少子・高齢化が著しく進行しているため、意欲ある担い手の確保・育成と新規参入を促進するため農業就業者の所得の確保、社会保障、年金等の身分保障制度を確立すること。特に、安定した農業者年金制度は、若い担い手の確保の面から重要であるため制度の見直しに当たっては、給付額の減少、掛け損の生じることのないよう措置すること。

また、認定農業者への支援を資金面、技術面から強化するとともに女性の農業経営に参画する機会の確保と高齢農業者が生きがいを持って農業活動を行うことができる環境の整備、集落営農に対する支援を強化すること。

(2) 農業基盤整備の推進と土地改良負担金の軽減

国内の農業生産の増大に資するため、水田汎用化、畑地かんがい等に重点をおいた農業基盤整備の推進および土地改良負担金の農家負担の一層の軽減をはかるとともに、地域の実情に応じた小規模な土地改良事業が実施できるよう措置すること。

また、土地改良事業に係る施設および広域営農団地農道の維持管理費の助成を拡充するとともに、国営かんがい排水事業により建設された施設は国が管理すること。

(3) 経営構造対策の拡充と担い手への農地の利用集積の促進

地域農業の担い手となる経営体を育成するため高付加価値型農業を行う人材を育成するとともに情報複合施設のメニュー化、リース対象施設の範囲を拡充すること。また、農地利用集積対策を強化すること。

(4) 優良農地の確保

「食料・農業・農村基本計画」で示された食料自給率の達成に向け、必要な優良農地の確保と有効利用を積極的に推進するとともに地域農業の安定のため株式会社等の農地取得に当たっては、土地投機等が行われないうような措置を講ずること。

なお、地域の実態に応じた土地利用をはかるため農業委員会の見直しを進めるとともに地域の土地利用計画の策定等に係る町村長の権限を強化すること。

また、農業振興地域整備計画の変更については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう規制を

緩和すること。
(5) 農林地の保全・管理対策の強化
耕作放棄農地や放置森林等の増加傾向に対処するため、中長期的視点に立つて以下の措置を講ずること。

ア、耕作放棄農地、放置森林等の維持管理等を行う町村、公社、第三セクターへの経費助成の拡充
イ、相続に伴う農林地の粗放化、細分化防止のための特例措置として耕作および管理できないものについては、町村または農協等が買取り管理する制度の創設。

ウ、農地保有合理化法人が農地を取り得し、新規参入者や大幅な規模拡大をめざす者に超長期間の貸付を行う制度の創設。
エ、農業公社、関係法人等の設立ならびに耕作農地確保の場合の事務手続きの簡素化。

(6) 農業経営安定対策の充実
米・麦・野菜等の農畜産物価格安定制度については、市場原理を重視した価格政策への見直しが進められているが、大幅に価格が下落した場合に農業経営に大きな影響を及ぼさないよう所得確保対策および経営安定対策等の施策を拡充すること。

五、農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境等の整備
推し進め
(1) 農山村地域活性化対策の総合的推進
活気ある地域づくりを推進するため、地域住民をはじめ多様な主体の参画による農村振興の基本計画に基づきITの推進、高齢化福祉、環境

保全等多様なニーズに対応した整備を総合的に推進すること。
また、若者の定住をはかるため農林業を基幹産業とした多様な産業の総合的振興等就業、所得機会の拡大をはかる施策の実施とともに都市と比べて立ち遅れている農山村の道路、集落排水施設、情報関連施設、福祉施設等生活文化環境の整備を促進すること。

(2) 中山間地域等の振興
中山間地域等の一層の振興をはかるため「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を推進するとともに、地域資源循環利用体制の構築や棚田地域等における簡易な基盤整備を実施すること。

また、中山間地域等直接支払制度の円滑な推進のため交付金単価を確保するとともに地域指定、集落協定の承認、対象行為の確認等に依る町村の事務を簡素化し、町村に過重な負担がかからないようにすること。
(3) 農山村と都市との交流の推進
農山村地域の活性化や都市と農山村の共生をはかるグリーンツーリズムの一層の推進をはかること。

(4) 地方財政措置の拡充
地域の自主性・創意工夫を活かすつ、地域の活性化をはかるため、「農山漁村関連施策」および「国土保全対策」を拡充すること。
六、地域食品産業振興対策の充実と食品流通の構造改革の推進
(1) 地域食品産業振興対策の充実

ア、多様な消費者ニーズに対応し、地場食品加工産業の育成とふるさと食品の高付加価値化、販路の拡大等をはかること。
イ、農村地域に立地している農林水産関係加工産業は規模が小さく経営が不安定であるので、その体質強化、経営の安定等をはかるための施策を充実すること。
(2) 食品流通の効率化と安全性の確保
ア、輸送技術、貯蔵技術の改善等による、低コスト・省力化等食品流通の構造改善対策を積極的に推進すること。
イ、消費者の適正な商品選択、安全性への関心の高まり等に資するため、原産地表示、有機食品の検査認証制度の導入等食品の表示制度の充実強化をはかること。さらに、遺伝子組み替え食品の表示について消費者が不安を抱くことのないよう適切な実施をはかること。
七、農業技術の開発と普及等
生産性の向上や経営体質の強化等をはかるため地域の特性に応じた農業に関する研究および普及並びに消費者ニーズに応じた新しい食品の加工および開発に関する研究を推進すること。特に、遺伝子組み替え技術を活用して生産した農畜産物については、環境への影響や安全性の確保に十分配慮すること。
八、農業関係の税制改正
(1) 平成十二年度の水田農業経営確立助成補助金等に係る特例措置(個

人は一時所得扱い、法人は固定資産の圧縮記帳)の創設(所得税、法人税)
(2) 特定農山村法に基づき第三セクターが取得する特定施設の特例償却の適用対象に農業人材育成に資するための機械等を追加(法人税)
(3) 農用地利用集積準備金及び同準備金を取り崩して農用地等取得した場合の課税の特例措置の延長(法人税)

(4) 農業経営改善計画を実施する者の機械等の割増償却制度の延長(所得税、法人税)
(5) 農業委員会があつせん等により土地を取得した場合の所有権の移転登記の軽減措置の延長(登録免許税)

一八、森林・林業対策の推進

わが国の森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、林業従事者の減少等厳しい情勢にあり、山村では過疎化・高齢化が進行している。町村は地域森林の維持管理において、大きな役割を担うこととなったが、森林の多面的・公益的機能の維持には適切な森林経営の確保、山村の活性化が肝要である。

このため、平成十三年度の予算編成に当たっては、日本新生特別枠、生活関連等公共事業重点化枠の活用を含め、森林・林業対策をさらに充実する必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

- 一、新たな林業基本法の制定
近年、森林・林業に対する国民の要請、森林資源の状況、木材の需要構造等において、昭和三十九年の林業基本法制定時と大きな変化が生じているため、森林を社会全体で支えるという理念のもとに、現行の林業政策の見直しを行い、国土保全、水資源かん養等公益的機能の持続的発揮、安定した森林の管理・経営システム構築を目指す森林・林業基本法(仮称)を制定すること。
- 二、林産物の特性に配慮した貿易ルールの確立
林産物に関するWTO交渉においては、地球環境の維持、森林資源の持続的利用の観点から輸出国、輸入国双方の林業・木材産業の健全な発展に資する貿易制度を目指すとともに、関税の引き下げ等により国内林業の採算性がこれ以上低下することのないよう配慮すること。
- 三、地域における適切な森林管理対策の拡充と森林基盤整備の推進
(1) 「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、要員の確保を含め町村への財政措置を拡充すること。
(2) 担い手対策、公有林化、上下流連携による森林整備、地域材の利用等を一層促進するため、「森林・山村対策」、「国土保全対策」を強化すること。
(3) 町村における森林・林業行政の充実をはかるため、地方交付税において測定単位を森林面積とする「森林・林業行政費」を新設すること。
- また、投資的経費の補正要素に「林道延長」を加味すること。
(4) 「緊急間伐五力年対策」を着実に実施し、森林の機能充実をはかるとともに、間伐材の利用を促進すること。
(5) 野生鳥獣と人間の共生を基本とした鳥獣被害防除対策を確立するとともに、松くい虫等の森林病害虫防除制度を強化すること。
(6) 林業の活性化と地域の振興をはかるため、森林の保全整備、環境整備対策を強化するとともに、森林施策については、抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新を行う長期育成循環施策を推進すること。また、木材関連産業の基盤整備を促進し、大規模林業園開発林道事業を推進すること。
(7) 林道等の新設・改良を行う場合の財政措置を拡充するとともに、用地費については一般道路に準じた扱いとすること。なお、一般林道を補完する作業路の開設事業については多額の経費を必要とするので、一般林道に準ずる助成措置を講じるとともに、災害復旧に係る補助制度を新設すること。
(8) 国民参加の森林や緑をまもる運動を推進するため、緑化推進事業、ボランティア活動を支援すること。
(9) 相続による森林保有の細分化、世代交代による境界の不明確化、採算性の低下等により放置森林の拡大が懸念されるため、森林管理を安定的・効率的に施策・経営を行える者

BEST/パートナー
三井生命

守ってくんなきや、愛じゃない。

松雪泰子

いまの幸せを、ずっと大切に守り続ける努力をする。それが、ほんとの愛ってものだと思うのね。たとえば保険。万一のときは一時金と年金で家族を守る。入院・介護・障害。三大成人病の備えも充実。若いわたしたちにも、少ない負担で大きな安心がついている。そんな保険。大樹暖家族Rが一番。愛って、やっぱり、具体的ななかたちで示してくれなきや。

この保険ひとつで、きみを守れる。

大樹 あたかびつ 暖家族R

への集約化および町村、第三セクター、森林組合等による公的な関与・管理を推進すること。

四、担い手の育成と経営改善

(1) 林業労働力の確保・育成、および森林組合作業班の体質強化をはかるため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」の適切な運用に努めるとともに、通年雇用制度の確立、他産業従事者並みの所得の確保、社会保障制度の整備、研修制度等の充実をはかること。

(2) 地域林業の中心的担い手である森林組合を強化するため、広域合併、組織・経営基盤強化の条件を整備すること。

また、生産森林組合が分収林契約に基づく分収金を組合員に分配した場合、法人税の所得の計算上、従事割配当と同様損金算入を認めること。

(3) 持続的な林業経営の確立に向けて、林業経営の集約化、担い手の確保・育成、特用林産の振興等をはかる地域林業の構造改善を推進するとともに、町村が主体となつて行う関係者の合意形成、情報収集等の活動に対する支援を拡充すること。

(4) 農林漁業金融公庫資金、林業改善資金、木材産業高度化推進資金の貸付枠の確保、貸付条件の改善を行うこと。

五、木材の安定供給と需要の拡大

(1) 木材の拠点的加工・流通施設等を整備し、流域一体となつた原木の安定的供給体制の推進、木材産業の

体質強化をはかること。また、国産材素材価格の安定をはかるための対策を講じること。

(2) 公共建物、公共土木事業、住宅建設における国産材の利用促進をはかるため、国産材を利用した場合の税制・金融上の優遇措置を拡充すること。また、木材利用に関する情報提供、PR活動を推進すること。

(3) 建築基準法の改正、住宅の品質確保の促進等に関する法律の制定に伴い、より良質で安定した木材製品の供給が求められているため、それに対応する木材の乾燥の促進等に対する支援を強化すること。また、集材等の高次加工技術の研究開発について、新たな視点から早急に取組むこと。

六、中山間地域対策の推進
(1) 中山間地域においては林業と農業が一体となつて国土保全、自然環境の維持等の役割を果たしていることを踏まえ、森林管理のための地域による取組を支援するため、直接支払制度を導入すること。

(2) 山村と都市との交流活動・施設等の充実により、双方の住民にとつて、森林・山村が活力と魅力ある地域となる施策を推進すること。
七、国有林野所在町村に対する森林管理対策の充実

国有林野事業の改革に伴う組織・要員の合理化等により、森林の維持管理が低下することのないよう適切な森林整備を行うこと。また、国有林、民有林一体の管理体制を強化す

るため、流域管理システムに対する支援措置を拡充すること。

八、林業税制の改正

(1) 林業経営の円滑な承継のため、山林に係る相続税負担等の軽減措置を創設すること。(相続税)

(2) 植林費の損金算入の特例措置の適用期限を延長するとともに、損金算入率を引き上げること。(法人税)

(3) 山林所得に係る森林計画特別控除制度の適用期限を延長すること。(所得税)

一九、水産業対策の充実

わが国の水産業は、平成八年以降新たな海洋秩序時代に即した対応を求められているが、その環境は、周辺水域における水産資源の低迷や漁業生産の担い手の減少・高齢化、さらには漁村の活力の低下等極めて厳しい状況にある。このような状況に的確に対処するためには、水産業の一層の振興と活力ある漁村の形成をはかることが必要である。

このため、平成十三年度の予算編成に当たっては、日本新生特別枠、生活関連等公共事業重点化枠の活用を含め、水産業対策をさらに充実させる必要がある。

よつて、国は次の事項を実現されたい。

一、水産基本法の制定
新しい海洋秩序時代に即した的確

な施策が講じられるよう、これまでの水産政策を抜本的に見直し、今後の水産基本政策の理念と施策の方向を明らかにした水産基本法を速やかに制定すること。

また、関連する諸制度についても併せて見直しを行い、改革に向けた施策の具体化に努めること。

二、適切な資源管理に配慮した貿易ルールの確立

水産物に関するWTO交渉においては、各国がそれぞれ自国の水産資源を適切に管理することを前提とする貿易ルールの確立を目指すとともに、わが国の水産業の安定と発展に支障が生じることのないよう、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

三、漁業経営対策の強化と漁業就業者の確保・育成
(1) 漁獲可能量(TAC)制度の導入等漁業をめぐる情勢の著しい変化にかんがみ、漁業活動に関する諸規制について地域の特性に配慮した改善をはかること。

また、資源の回復・管理等に対応して減船や休漁等が実施される場合は、関係漁業者の漁業経営に大きな影響を及ぼすことのないよう十分な対策を講じること。

(2) 水産物の供給を将来にわたつて安定的に担い得る体制の確立をはかるため、意欲と能力のある経営体の育成に努めるとともに、これらの経営体を総合的に支援するための施策を講じること。

また、新たな漁業就業者の受入れを促進するとともに、漁村の女性、高齢者等の技術・能力の向上をはかるため、漁業研修やグループ活動の促進等施策の充実をはかること。

(3) 漁協が地域において資源管理等の新たな課題を担うことができるよう、基盤強化を目指して行う合併や信用事業再編のための事業統合に対する支援策を講じること。

(4) 漁業災害補償制度は、漁業および漁業者ニーズの変化に即して、適切かつ効率的な運営に努めること。

四、資源管理対策の強化と操業秩序の確立

(1) わが国周辺水域の資源回復と持続的利用をはかるため、広域的な資源管理体制を確立するとともに、計画的な資源回復措置を速やかに講じること。

(2) 新しい日韓および日中の漁業協定に基づく操業条件が、わが国の水産資源および漁業者に悪影響を及ぼすことのないように努めるとともに、協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

五、つくり育てる漁業の推進と内水面漁業の振興

(1) 対象魚種の拡大、栽培単位の広域化等栽培漁業の積極的な事業展開をはかるとともに、環境に配慮し、需要的に確に対応した養殖の推進等、養殖業にかかる施策の充実・強化に努めること。

(2) 内水面漁業・養殖業の一層の振

興と内水面地域の活性化をはかるため、外来魚および疾病対策に配慮しつつ地域の実態に即した増殖事業を推進すること。

六、水産物の流通・加工・消費対策の強化

(1) 水産物流通の効率化と水産加工業の経営体質の強化をはかるため、産地市場の統合等産地市場機能の強化をはかるとともに、中小・零細企業が大部分を占める水産加工業の経営体質の強化に努めること。

(2) 水産物の安全性と品質の維持を確保するため、HACCP（危害分析・重要管理点）方式の導入を推進するとともに、加工処理施設の整備を推進して、衛生的・効率的な水産物供給システムを確立すること。

(3) 水産資源の有効利用と海洋環境や地域環境への負荷の低減をはかるため、加工残滓の再資源化および排水処理の高度化等にかかる技術開発および施設整備を推進すること。

(4) 消費者の適切な消費行動に資するため、消費者に対し、引き続き食生活に関連する情報を提供するとともに、魚食の普及に努めること。

七、漁業地域の活性化と水産基盤整備の推進

(1) 漁業地域の活性化をはかるため、地域の生活環境の整備・改善を推進するとともに、都市との交流をはかる諸事業を推進して収益機会の増大をはかるよう支援すること。

また、沿岸漁業の構造改善を推進し、労働環境を改善する等新たなた

代のニーズに即応した漁村の振興に努めること。

(2) 水産基盤整備を効率的、効果的に実施するため、漁港漁村整備と沿岸漁場整備を一体的かつ計画的に実施するとともに、漁村の総合的振興に資するための整備を推進すること。

また、漁業集落排水施設の整備を促進するとともに、都道府県による工事制度を創設すること。

(3) 近年、侵食の進行が懸念される海岸の防護対策を拡充するとともに、高潮災害を防止するため、高潮予測情報の充実や防護機能の減少した海岸保全施設の更新等総合的な高潮防災対策を速やかに実施すること。

八、漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境および生態系の保全をはかるため、全国的な漁民の森づくり活動を支援するとともに、藻場、干潟の再生・造成、水質の改善等を行うこと。

(2) 漁業系廃棄物の処理・再利用システムおよび赤潮・貝毒による漁業被害防止等に関する技術開発等、水産関係の環境問題全般についての対策を早急に確立すること。

(3) 海浜および漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかるとともに、町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的に支援すること。

(4) 油流出事故による漁場・海岸の汚染に即応できる油濁被害防止対策を引き続き推進すること。

損害保険

代理店

株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

03 - 5512 - 4726(代)

営業所 (全国27か所)

九、海外漁場の確保等

(1) わが国周辺水域からのみでは不足する漁業生産を補完するため、国際的な資源管理に貢献する調査を実施する等して、海外における遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

(2) 科学的根拠に基づいた鯨類資源の合理的利用をはかるため、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

一〇、技術開発の推進と試験研究の強化
水産各分野の持続的発展をはかる上で不可欠な技術開発および試験研究については、重点的、効率的な推進をはかるとともに、試験研究機関の独立法人化後においても、都道府県、民間等との連携を強化して、開発研究体制の充実強化に努めること。

一一、漁村地域に対する財政措置の拡充
沿岸、離島、半島等に立地している漁村は、地理的、社会的、経済的条件に恵まれない条件不利地域であり、総じて財政基盤が脆弱な町村が多い。

このような町村が漁業の振興、漁村の活性化を自主的、主体的に推進するためには、財政基盤を強化する必要があるため、農山漁村対策に係る財政措置を拡充すること。

一一、水産関係の税制改正

(1) 社団法人全国漁協信用事業相互援助基金に対して拠出する負担金の損金算入の措置をすること。(法人税)

(2) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除制度を延長すること。(法人税)

(3) 漁業再整備特別措置法に基づき中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船の割増償却制度を延長すること。(所得税、法人税)

(4) 漁港法の規程による貸付けを受けた水産業協同組合が、国又は地方公共団体に無償で譲渡する土地を取得した場合の特例措置を延長すること。(登録免許税、不動産取得税)

(5) 漁業信用基金協会がその業務に係る債権を確保するために受ける抵当権の設定登記又は登録の税率の軽減措置の適用期限を延長すること。(登録免許税)

(6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づき、プレジャーボート係留・保管事業の用に供する施設を新増設した場合の課税標準の特例措置を創設すること。(固定資産税)

(7) 小規模水産動植物の採捕の事業の非課税措置を継続すること。(事業税)

一二〇、地域商工業振興対策の推進

農山漁村地域における農林水産業と商工業の均衡ある発展および雇用の確保に資するため、地域産業の育成ならびに企業誘致の推進をはかる

必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、工業等の導入促進と地域産業の育成

(1) 多様な就業機会の確保を積極的に推進するため、産業再配置に対する各種施策の充実をはかるとともに、むらおこし事業等により地域のもつ資源や技術を活用した地域産業の育成をはかること。

(2) 農村地域工業等導入基本法に基づく第八次農村地域工業等導入基本方針の策定に当たっては、農村地域の実情を十分考慮し、実効性のあるものとする。

二、地元商工業対策の強化

(1) 地元中小小売店の振興をはかるとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備や商業施設の整備等の対策を拡充すること。

また、地元商工業の振興をはかるため、IT(情報通信技術)の確かな活用を通じて経営革新に取り組み中小企業に対する支援を拡充するとともに、創業支援、新商品開発等の施策を強化すること。

(2) 中小企業の資金需要に円滑に対応できるよう政府系中小企業金融機関については、貸付規模の確保と貸付条件の改善をはかること。

また、貸し渋りにより資金繰りが悪化している中小企業の資金調達の円滑化をはかるため、中小企業の信用補完制度の拡充等貸し渋り対策を

拡充強化すること。

一二一、生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、水道施設の整備促進

(1) 上水道施設、簡易水道施設の整備にかかる財政措置を充実すること。

二、排水処理施設の整備促進

(1) 第八次下水道整備七箇年計画の着実な実施をはかること。また、著しく整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するとともに、下水道整備にかかる財政措置を充実すること。

(普及率 全国ベース 六〇%、五万人未満の市町村 二四%)

(2) 農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

(3) 合併処理浄化槽設置整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置の充実をはかること。

(4) 各種排水処理事業において、処理施設への相互接続の弾力化、水質

検査項目等の統一をはかる等、排水処理事業の効率的、一体的な整備を行えるよう配慮すること。

三、廃棄物処理対策の改善強化

(1) 第八次廃棄物処理施設整備七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている町村の廃棄物処理施設および焼却灰溶融化施設整備を重点的に推進すること。

(2) 有毒な新素材の使用を禁止し、廃タイヤ等処理困難な物品の処理については、製造、販売業者の監督を強化するとともに、処理体制を確立すること。

(3) 産業廃棄物処理施設等の周辺地域に対する環境整備対策を検討すること。

(4) 根本的なごみの減量化を図るため、環境保全を基本理念とした国民に対する教育を確立すること。

四、健全な循環型社会の構築

(1) 国・製造業者の責任を強化するとともに特に、製造事業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導を行うこと。

(2) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

(3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)の運用にあたっては、ストックヤード等施設整

備および収集・運搬にかかる必要経費について財政支援措置を充実するなど町村が積極的に取り組めるよう配慮すること。

(4) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の本格施行にあたっては、町村の実情を十分勘案し、町村に過重な財政負担が生じることのないよう考慮すること。

五、ダイオキシン類の対策強化

(1) ダイオキシン類の発生を未然に防止するため廃棄物処理にかかる抜本的な対策を推進すること。特に、小規模施設における発生防止技術を確立するとともに、廃棄物焼却施設における焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、試験研究を拡充強化すること。

(2) 一般廃棄物処理施設のダイオキシン類の排出削減対策および環境影響等の実態調査にかかる財政措置を充実すること。特に、既存施設の平成十四年対応に向けた改造等については、緊急対応として十分な財政措置を講ずること。

(3) RDFの燃料としての利用促進のため、その規格および安全基準の明確化等をはかるとともに、財政措置を拡充すること。

六、第六次都市公園等整備七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている町村の都市公園整備事業を重点的に推進すること。

七、新たな住宅建設長期計画を策定し、公営住宅の整備促進のための必



audio-technica

赤外線・コードレス化で
会議用マイクシステムが
変わります。

ATCS-50は、赤外線による音声・データの送受信技術を活用して開発された画期的な会議用マイクシステムです。従来の有線方式のマイクシステムは、システムが大きくなるとともに配線が複雑になり、設置コストがかさむのはもちろん、メンテナンスも容易ではなく、会議室の改装等にもなうレイアウト変更にも対応しにくいなど、多くの問題点をかかえていました。ATCS-50は、音声とデータを赤外線によって送受信することにより、システムの「子機」となる多数のマイクユニットを完全にコードレス化し、これらの問題をすべて解消しています。

NEW
赤外線コードレス会議マイクロフォンシステム
ATCS-50
オープンプライス

株式会社 オーディオテクニカ
特販部プロオーディオ課
[東京] 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-1-5 昌平ビル3F
Tel.03(3255)6950 Fax.03(3255)6999
[大阪] 〒532-0003 大阪府池田区森高1-19-13 大阪商標新大阪ビル6F
Tel.06(6399)2877 Fax.06(6395)5475
[福岡] 〒812-0013 福岡市博多区博多駅前3-12-1ア(リソント)95ビル3F
Tel.092(412)6950 Fax.092(461)2360
[仙台] 〒984-0015 仙台市青葉区加味1-1-6 ハサセンター1F
Tel.022(782)2877 Fax.022(238)2612

お問い合わせはATコール 03-3255-6950
www.audio-technica.co.jp/proaudio

要な事業量の確保をはかること。
八、火葬場・斎場等の施設整備にか
かる財政措置を充実すること。

一一一、道路の整備促進

国土の七割強を占める町村を広く
国民のふるさととして活性化し、地
域住民の生活を豊かな潤いのあるも
のとするため、社会経済活動を支え
る道路網の整備は重要かつ緊急の課
題となっている。

よって、国は次の事項を実現され
たい。

一、道路網の整備促進

(1) 道路整備五箇年計画の着実な実
施をはかるとともに、整備が著しく
立ち遅れている町村道の整備を重点
的に推進できるよう配慮すること。

また、道路特定財源については、
現行制度を堅持すること。

(道路実延長のうち、八四・二％を
占める市町村道の改良率は五〇・八
％、舗装率は一六・六％)

(2) 国道・都道府県道および市町村
道の均衡ある道路網の整備を推進す
るとともに、特定地域の開発のため
の道路整備を推進すること。

(3) 高規格幹線道路網の整備および
これに関連する幹線道路の整備を促
進すること。

また、高速自動車国道の着実な整
備を推進するため、全国料金プー
ル制を堅持するとともに、三％路線の
拡大など資金コストの低減等による
公的助成の強化をはかること。

二、落石、崩土等の発生を未然に防
止するため法面保護、落石防止事業
等を積極的に推進するとともに、財
政措置を充実すること。

三、第六次特定交通安全施設等整備
事業七箇年計画の着実な実施をはか
るとともに、歩道等の整備が重点的
に推進できるよう配慮すること。

四、里道の譲与について

(1) 里道の譲与に関し、町村が希望
するものについては、原則として譲
与の対象とすること。

(2) 譲与にあたっては事務負担の軽
減をはかるとともに、その所要額に
ついて十分な財政措置を講じること。

一一三、河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、
治水事業を積極的に推進することが
緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現され
たい。

一、第九次治水事業七箇年計画の着
実な実施をはかるとともに、著しく
整備が立ち遅れている準用河川改修
等の治水事業を重点的に推進するこ
と。

また、事業の実施に当たっては、
生態系の維持に十分配慮すること。

二、第四次急傾斜地崩壊対策事業五
箇年計画の着実な実施をはかると
ともに、必要な事業量の確保をはか
ること。

三、第六次海岸事業七箇年計画の着

実な実施をはかること。

四、水路の譲与について

(1) 水路等普通河川の譲与に関し、
町村が希望するものについては、原
則として譲与の対象とすること。

(2) 譲与にあたっては事務負担の軽
減をはかるとともに、その所要額に
ついて十分な財政措置を講じること。

一一四、土地対策の確立

土地政策については、有効利用に
向けた流れを中長期的に定着するこ
ととされているが、豊かで安心でき
る地域づくりを目指す観点から、土
地基本法の基本理念を踏まえつつ総
合的な土地政策を機動的に実施する
必要がある。

また、地方公共団体の公共用地の
取得が困難な状況には、特に配慮す
べきである。

よって、国は次の事項を実現され
たい。

一、土地に関する施策を総合的かつ
機動的に実施するため、関係省庁間
および国・地方を通ずる施策の総合
調整をはかること。

また、町村における総合的な土地
利用計画の整備がはかれるよう、権
限を拡充すること。

二、特定土地区画整理事業および特
定住宅地造成事業にかかるとともに
供者(代替地提供者を含む)に対す
る譲渡所得税の特別控除額を引き上
げること。

三、公共事業について、土地収用制
度上の事業認定をうけることなく租
税特別措置法の特別控除が認められ
る対象事業の範囲を拡大すること。

四、公共用地の取得の円滑化をはか
るため、老齢福祉年金受給者が、公
共用地として土地を譲渡した場合の
所得(限度額一、〇〇〇万円)は、
老齢福祉年金支給停止にかかる所得
とみなさないこととされているが、
この所得制限額を引き上げること。

五、土地開発公社が地方公共団体に
代わって、公共用地としての利用を
目的として農地を取得する場合に
は、農地法第四条の転用の制限およ
び同五条の権利移動の制限につい
て、地方公共団体の場合と同様の取
扱いとし、円滑に取得できるように
制度を改正すること。

六、新たな国土調査事業十箇年計画
の計画的かつ着実な推進をはかるた
め、所要事業量の確保と財政措置を
充実するとともに、再調査について
も財政措置を講じること。

一一五、災害対策の推進

最近の有珠山の火山活動、三宅島
の火山活動及び新島・神津島近海等
の地震活動、東海地方豪雨、鳥取県
西部地震などの頻発する災害に対
し、被災町村は、一日も早い災害復
旧と、住民生活の安全確保のため、
復旧作業に努めているところである
が、については、国においても災害対
策の一層の充実をはかる観点から

も、次の事項を実現されたい。

一、大震災等災害対策の確立

(1) 阪神・淡路大震災等の貴重な経験や教訓を踏まえ、災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、国、都道府県、市町村等にわたる総合調整体制の強化を行い、財政措置の充実を含め、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を確立するとともに、地震災害に関する資料の収集、保存、展示、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材の育成等の事業の推進をはかること。

(2) 電気、水道、ガス等のライフラインの安全性の強化をはかること。

(3) 基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を充分なものとする。

また、公共施設等の耐震性、不燃化対策を強化すること。

(4) 公園・緑地および緊急輸送道路、特に農道、林道等を整備すること。

(5) 貯水槽の整備および井戸の活用による緊急時の生活用水の確保、食料の備蓄および炊き出しのための資材整備について万全の備えを行うこと。

(6) 災害等に対応する自主防災組織の育成・強化とその活動が円滑に推進できるよう、財政措置の充実および補償制度の確立をはかること。

また、災害ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

(7) 近年の災害をめぐる状況の変化や、省庁再編に伴う防災体制の再編成を踏まえて、防災基本計画の必要

な見直しを行うこと。

また、防災対策の総合的な充実強化をはかるため、町村が地域防災計画の見直しを行うにあたっては、必要な財政措置を講ずること。

(8) 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業計画により実施される地震防災緊急事業に係る国の負担または補助の特例措置の延長をはかるとともに、地震防災緊急事業の円滑な実施のため、所要の財政措置の充実、強化をはかること。

また、いわゆる地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業の推進をはかること。

二、地震、津波、噴火、豪雨等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を確立、推進すること。

三、地震予知については、実際に地震が起こった際の被害を軽減するためにも重要であるので、さらに精度を高めるための調査研究を推進すること。

四、非常時における情報通信システムの整備、確立、強化を推進すること。

五、第四次急傾斜地崩壊対策事業を計画的に推進するとともに、現行採択基準を緩和し、町村の急傾斜地崩壊危険箇所をすみやかに解消すること。

また、雪崩災害対策事業の早期実施をはかるとともに、砂防、地すべり等土砂災害対策を推進すること。

六、治山治水事業および海岸事業を

積極的に推進するとともに、特に火

山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業および防災対策総合治水事業等を充実、推進すること。

七、災害救助その他応急対策等の充実

(1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速な適用および災害救助用のヘリコプター・ヘリポートの整備等、応急対策の充実をはかること。

(2) 地震、風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧を図るため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

また、天災融資法の適用基準を緩和すること。

(3) 海難・水難および山岳遭難等の救助活動にとりまなう町村の費用負担に対する財政措置を充実すること。

(4) 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けの限度額等の引上げをはかること。

八、改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象の拡大をはかるなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により再度災害防止対策の拡充をはかること。

九、町村が自主的に実施できる防災まちづくり事業にかかる地方債および地方交付税措置の充実をはかること。

こと。

あなたの思いをカタチにします。

ヒ ッ ト スー パー 定期
ト リ グ ル カードローン・住宅ローン
ビ ッ グ 2年・5年 不 動 産

住友信託銀行

資料をご希求の方は、電話でご請求ください。テレフォンバンクセンター ☎0120-780-890
音声ガイドにしたがってお客様サービス ☎資料のご請求 ☑を押してください。
オペレータが資料請求をうけたまわります。受付時間(銀行休業日を除く)月～金曜日

お客様からの100の課題に、100の答えを示せる銀行でありたい。

- 信託業務 ●預金・為替業務 ●融資業務
●年金業務 ●不動産業務 ●証券業務
●個人財産総合コンサルタント業務



中央三井信託銀行

また、自然災害防止事業債を拡充すること。

二六、町村消防の充実強化

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進等をはかるとともに、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務の一層の充実をはかる必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

- 一、消防施設の整備
 - (1) 消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車等消防施設の整備にかかる財政措置を充実すること。
 - (2) 過疎、へき地、山村、豪雪、離島および半島等の地域について消防施設を充実すること。
- 二、大規模災害対策等の推進
 - (1) 広域的かつ機動的な消防防災活動の実施体制を整備するためヘリコプターの計画的配置を推進すること。
 - (2) 防災行政無線網の整備を推進すること。
 - (3) 林野火災に対する総合的対策の推進をはかること。
 - (4) 自然水利活用遠距離送水システム等、消防水利多様化推進事業にかかる財政措置を充実すること。
- 三、高規格救急自動車、高度救命処

置用資機材等の整備にかかる財政措置を充実するとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。

二七、戸籍制度等の抜本的見直し

戸籍事務については、近年住民の流動が激しく、町村に本籍と現住所双方を有する者、又は、いずれか一方が町村外にある者等に分かれており、事務が煩雑になっている。よって、国は次の事項を実現されたい。

- 一、本籍と現住所を一本化した戸籍制度にするなど、現行の戸籍制度の抜本の見直しを行うこと。
- 二、戸籍事務についての電算化にあたっては、十分な財政措置を講じること。
- 三、住民基本台帳ネットワークシステムの整備にあたっては、個人情報保護に十分配慮の上、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう留意するとともに、導入費用および運営経費に対する必要な財政措置を講じること。

二八、住民訴訟制度の改善

地方分権一括法が施行され、地方公共団体が一定の住民監視の下で自

己責任の原則を踏まえた行政運営にあたることは、財務会計管理の妥当性や健全性を確保する上で一層重要になっている。

しかしながら、近年の住民訴訟の実態をみると、政策判断の可否を対象としたものや長や職員個人に対する巨額の損害賠償事件として争われるものが相当数にのぼるなど、地方公共団体においては積極的な施策の展開や円滑な行政執行に支障を来している場合も少なくない状況にあり、現行の住民訴訟制度に関しては、早急に見直しを行う必要がある。

よって、国は住民訴訟制度の見直しに際しては、住民監視機能の有用性を維持しつつ、地方公共団体が地域住民と相互に補充しながら信頼と協力関係を醸成し、分権時代に相応しい個性的で活力あふれる施策の展開と円滑な行政運営の推進に資するよう、制度の改善に向け関係法令等の早急な整備を図られたい。

二九、非常勤職員等の雇用の新たな対応

高齢社会の到来等により多様化している行政サービスを提供するため、ホームヘルパー等の非常勤職員および臨時職員の活用が不可欠になっている。

よって、国は時代に適合した新たな非常勤職員・臨時職員等の雇用および処遇のあり方について制度を確立すること。

三〇、国会議員の選挙等の執行経費の基準の改善

区・市・町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し、引き続き所要の改善をはかること。

三一、地域交通対策の推進

交通事業に関する規制緩和に伴い、地域における交通機関の確保が重要な課題となってきた中、町村は、乗合バス路線、離島航路、離島空路等の住民の日常生活の足として、真に必要な不可欠な生活交通の確保、および住民生活、地域振興に必要な地域鉄道の整備をはかるための取組を行っていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること、生活交通の確保方策の確立をはかられたい。

- 一、需給調整規制廃止に伴う乗合バスの環境整備方策の確立
 - (1) 生活交通の確保方策として、国が広域的、幹線的なバス路線について、地方公共団体に対して補助を実施する場合、赤字路線を多く抱える町村部の実情にかんがみ、補助対象範囲のさらなる拡充をはかること。
- また、町村が行う生活交通確保のための措置の財源についても十分な措置を講じること。

(2) 地域協議会における協議結果については、地域の足をどう確保していくかということについて、都道府県をはじめ、国・関係地方公共団体・事業者等の協議、合意に基づいて講じられていることから、その取扱いについて、生活交通の確保方策の確立のためにも最大限尊重されるようにすること。

(3) 制度の円滑な実施をはかるため、その実施までに一定の移行期間を設けるとともに、地域協議会を先行して発足させるなど、所要の措置を講じること。

二、地方バスは地域における生活の足として重要な役割を果たしているので、存続 確保をはかるとともに、現行の地方バス路線維持対策等を充実強化するなど、財政措置を充実すること。

三、離島航路は、島外等とを結ぶ基幹の交通機関であり、極めて重要であるので、財政措置を強化すること。

また、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

四、第三セクター鉄道等の健全な運営を確保するため、鉄道軌道整備費等補助にかかる助成措置を拡充すること。

五、バリアフリー関係事業については、その計画の推進にあたり、町村の意向を十分反映するとともに、事業の実施にあたっては、財源対策等、

必要な支援措置を講じること。

推進 三二、エネルギー対策の

最近のエネルギー需要の増大、わが国の脆弱なエネルギー供給構造、さらには地球温暖化をはじめとする地球環境問題を踏まえ、中長期的観点から新エネルギー・省エネルギーの推進、石油代替エネルギーの開発・導入に係る対策など総合的なエネルギー対策を推進する必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

一、新エネルギーの開発・導入の推進

エネルギーセキュリティの確保、二酸化炭素抑制対策等環境問題への積極的な対応をはかるため、燃料電池、太陽光発電等の新エネルギー技術の実用化に向けた開発を推進するとともに、地域における風力発電、廃棄物発電および波力発電等新エネルギーの導入に向けた先進的な取組等を行う地方公共団体に対する財政支援を拡充すること。

二、原子力利用の安全対策の強化

原子力関連施設所在町村の住民の安全を確保するため、原子力関連施設に対する指導監督責任を明確にし、安全規制の抜本的強化、安全管理態勢の確立、事故発生時の迅速な情報提供、防災資機材の整備等について一層推進すること。

なお、原子力発電については、地

21世紀の火葬炉

発明協会賞受賞 科学技術庁長官賞受賞



北海道 弟子屈町斎場

富士建設工業(株) 本社：新潟市 ☎(代表) 025 (255) 4161

元住民の理解を得て、推進すること。

三、省エネルギー対策の強化

長期エネルギー需給見通しの実現と環境と調和したエネルギー需給構造の構築に向けて、省エネルギー技術開発を促進するため、産・官・学を一体化した協力体制を強化し、エネルギー有効利用、未利用エネルギーの開発、省エネルギー設備投資に対する金融、税制面の支援措置を強化するとともに、先進的省エネ設備を導入する地方公共団体に対する財政支援を強化すること。

四、石油の安定供給対策の推進

石油の安定供給の確保を基本として、エネルギーセキュリティ確保のため、石油備蓄対策および石油開発対策の拡充・整備等を推進すること。

五、水力発電施設周辺地域交付金の充実

クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、発電施設の立地による影響緩和と公共施設の整備等に大きな効果を発揮している水力発電施設周辺地域交付金を拡充すること。

三三、過疎・へき地対策の推進

「過疎地域自立促進特別措置法」が施行されたが、過疎地域は、今なお引き続き若年層の流出、少子・高齢化に伴う地域活力の低下、生産機能および生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあるなど多くの

課題に直面しているところである。

このような中、過疎地域の自立促進をはかるため、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正をはかり、総合的かつ計画的な過疎対策を実施するための各種施策を着実に推進すること。

また、へき地に対する各種施策を拡充すること。

三四、山村等地域振興対策の整備

国土保全、環境保全等で重要かつ多様な役割をはたしている山村地域は、若者を中心とした人口の流出による過疎化、高齢化、活力の低下など深刻な事態に直面している。また、依然として道路交通網、文化、教育、医療、生活環境等の整備が立ち遅れ、所得水準も低い状況にある。今後、国土の均衡ある発展をはかり、多自然居住地域を築いていくため、山村地域の振興とその活性化を総合的に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、産業振興、就業機会の創出と担い手の確保

(1) 広域的な幹線道路交通網の整備等による就業機会の確保、地域資源を活用した地場産業の育成、企業等の誘致、複数地住居、都市と山村の交流の推進等、山村における産業の総合的振興をはかること。

(2) 若者に魅力ある職場を確保する

ため、第三セクターへの支援措置の拡充、農協と森林組合の業務提携等を推進するための体制を整備すること。

(3) 山村における農林業の後継者対策を強力に推進するとともに、奥山間、中山間地域において一定の地域指定を行い、山林保全、環境保全、水源確保等の働く場を確保し、中高年齢者の雇用を促進すること。

二、生活環境基盤の整備

町村道、農林道、作業道等の生活・産業道路網の体系的な整備、交通機能の維持確保に努めるとともに、上下水道、汚水・廃棄物処理施設、地域医療、福祉施設等の生活環境を整備し、教育施設の整備充実をはかること。

特に、情報通信技術(ＩＴ)の進展に対応し、山村地域における光ファイバー網の整備等の情報通信基盤の整備を促進すること。

三、山村地域の実態に即した財源確保対策

山村地域に対する公共投資の重点配分および「森林・山村対策」、「国土保全対策」の充実等地方財政措置を強化すること。

三五、豪雪地帯の振興

わが国の豪雪地帯は、冬の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害をとり除き地域の振興をはかる

必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、豪雪地帯対策基本計画に基づき、引き続き施策の計画的・効率的な推進をはかること。

また、道府県計画の策定を促進すること。

二、寒冷補正の充実など、豪雪地帯町村に対する財政措置を充実すること。

三、積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画を着実に実施し、豪雪地帯の道路整備を強力に推進すること。

四、雪寒道路の指定の拡大をはかり、除雪、防雪および凍雪害防止対策を推進するとともに、財政措置を強化すること。

また、国・県・市町村道を通ずる総合的な消雪制度を確立すること。

五、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

六、雪寒地帯における地方バスは各種装備が必要となるため、特別な財政措置を講ずること。

七、除雪機械等の格納庫の整備費については、町村における整備を促進するため財政措置を充実すること。

八、豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪にかかる財政措置を改善すること。

九、豪雪地帯において、克雪、利雪、親雪等により、魅力と活力ある地域社会を形成するための事業を促進するとともに、豪雪地帯定住構想を推進すること。

一〇、豪雪地帯における公立学校施設の整備を促進するため、財政措置を充実すること。

一一、雪に強い公営住宅等の整備を計画的に推進するための財政措置を充実すること。

一二、一般生活道路などの消雪に供する消流雪用水源の確保（河川表流水の利用など）をはかるための諸施策を推進すること。

一三、雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設の整備を推進すること。

一四、豪雪期における消防機能の低下を防ぐため、実態に即した消防防災施設等を整備するための財政措置を充実すること。

三六、半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土資源の利用面における制約から、産業振興および生活環境の整備等が立ち遅れている実情にあるので、「21世紀の国土のグランドデザイン」との整合性をはかりつつ、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、全国二三半島地域の「半島振興計画」が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、半島地域町村の社会資本整備等に対する財政支援措置を充実、強化すること。

二、道路整備五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、半島振興に不可欠な半島循環道路、高規格幹線道路等の整備を推進すること。

また、幹線交通体系からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、空港、港湾等、交通基盤の整備を推進すること。

三、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

四、半島地域の地場産業である農林水産業の振興をはかるため、関係事業費を拡充すること。

五、半島地域の自然条件等を活かした産業の振興をはかる観点から、観光・レクリエーション施設等の整備を促進することとし、事業費を拡充すること。

六、半島地域における生活用水および産業振興等に必要な水資源の確保をはかるための施策を講じること。

七、遅れが顕著な半島地域の下水道および廃棄物処理施設等、生活関連施設の整備を推進すること。

八、高齢社会に対応した福祉、保健、医療対策を総合的に推進するため、

諸施設の整備等を促進すること。

九、特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるため、人材の育成・確保の取組を支援すること。

一〇、半島地域における高潮、津波等による被害を防止し、あわせて快適な海岸利用をはかるための海岸保全施設・環境整備等にかかる所要予算を確保すること。

一一、半島地域の一体的振興をはかるため、連携・交流を基調とする諸施策を推進すること。

一二、半島振興対策実施地域の追加にかかる指定基準を弾力的に運用すること。

一三、半島振興法にかかる税財政、金融上の特例措置を充実すること。

三七、離島地域の振興

離島は、環海性、隔絶性、狭小性など厳しい制約により、生産、生活基盤が立ち遅れているので、速やかに解消し、離島町村の活性化と住民の生活安定をはかつていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、離島振興事業費ならびに過疎債、辺地債の所要額を確保するとともに、地方交付税への算入の強化等、離島町村に対する財政措置を充実すること。

また、離島相互間の格差是正をはかるため、小型離島の振興対策を総

合的に推進すること。

二、離島道路の整備を促進するための助成措置の充実強化をはかるとともに離島間等の架橋事業を促進すること。

三、離島航路の充実確保

(1) 離島航路を充実、維持するとともに財政措置を強化すること。

(2) 離島航路の大型化、高速化、便数増加のための離島航路近代化建造にかかると財政措置を改善すること。

また、運輸施設整備事業団の融資条件を緩和すること。

四、離島港湾の果たす重要な役割にかんがみ、港湾機能の拡充強化のための施設および外海離島における補完港の整備等を推進すること。

好評です。ピーターラビット通帳。



©Fredrick Warne & Co.Ltd. Licensed by Fukuinkan Shoten



三菱信託銀行

本店 電話03-3212-1211

五、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法」（仮称）の制定などにより、離島航空路線の維持・安定をはかること。

六、離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。

七、離島における漁港施設の整備を推進するとともに、漁港漁村の環境整備等を促進すること。

八、離島における水不足の解消対策を推進するとともに、ゴミ処理施設等生活環境施設に対する財政措置を充実すること。

九、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進等に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備のための財政措置を強化すること。

一〇、医師の確保経費および病院・診療所・老人福祉施設等の整備ならびに運営についての財政措置を拡充すること。

また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

一一、離島における地域コミュニケーションの活性化および若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育・文化等関係施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

観光地所在町村は、環境衛生施設、消防力の整備など、観光行政にかかわる特別な施策と財政負担を余儀なくされている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、税財源の充実・強化

(1) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場が地方公共団体の行政サービスと密接な関連を有し、また、所在することにより様々な財政需要が生じていることから、都道府県税として収入し、そのうち七割が市町村に交付されているものであることから、都道府県分のみの撤廃はあり得ず、結果として市町村交付金の一部削減とならざるを得ない。また、税収に対する交付税の割合が高い市町村にとっては極めて重要な財源となっていることから、本税の存続・堅持を図ること。

(2) 入湯税の税率を引き上げること。

(3) 観光客によって消防、清掃等に多額の経費が必要になっていることを考慮して、関係町村の実情に即した財政措置を講じること。

二、観光基盤施設の整備

(1) 観光地所在町村における下水道施設および廃棄物処理施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

(2) 観光客等の円滑な交通を確保するため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。

(3) 観光・レクリエーション活動が

豊かで恵まれた自然の中で手軽にできるよう、観光基盤施設を着実に整備することとし、財政措置を充実すること。

(4) 自然公園等の施設整備について長期的計画を樹立し、その整備を推進すること。

(5) 空きカン、空きビンの散乱防止を含むごみの減量化と再生利用をはかるリサイクルシステムの運用にあたっては、観光地所在町村が積極的に取り組めるよう配慮するとともに、新たな財政負担について必要な措置を講じること。

(6) 観光情報基盤の高度化、利活用 の容易化をはかるため、観光情報のデジタルデータベース化等により、観光情報基盤の整備を推進すること。

三、宿泊施設の大規模化や高層化等にかんがみ、はしご車、化学車を増強するなど、消防力の強化をはかること。

また、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、耐震性の強化、防災基盤の整備等、安全対策を強力に推進すること。

四、ウエルカムプラン（訪日観光交流倍増計画）等の外国人観光客誘致対策については、特に地方観光圏対策を推進し、観光地所在町村の国際化と活性化をはかること。

五、中小零細企業が大半を占める観光産業の振興及びサービス向上を図るため、緊急に外客訪日促進及び受入体制の整備を図ることとし、大規

模な海外観光宣伝、外客案内設備の整備及び良質なパート労働者の養成事業を行うこと。

三九、水源地域対策の強化

ダム等が所在する水源地域の町村は、過疎化・高齢化等厳しい条件下で、治水・利水、国民生活の安定、産業の発展等水の確保及び自然環境の保全等、公益的な役割を担っており、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、水源地域対策の強化

(1) 水源地域対策特別措置法による指定ダムの全てに第九条の特例を適用するとともに、ダム建設による水没者の生活再建について、起業者の責任を明確化するなど、同法の改善をはかること。

また、同法成立前の既設ダム所在地域に対し、同法の準用措置を設けること。

(2) 水資源開発公団が所有するダムの用に供する家屋及び償却資産に課する固定資産税にかかる現行課税標準額の特例措置を廃止すること。

(3) 国有資産等所在市町村交付金の対象ダムの範囲を拡大するとともに、現行の算定標準額の特例措置を廃止すること。

(4) 水源地域町村に対する財政措置を充実すること。

三八、観光地所在町村の振興

現行の石炭政策は、「石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「石炭関連整備法」とする)の成立に伴い、平成十三年度末をもって終了となる

四〇、産炭地域対策の推進

- (5) 水源地域対策基金の運営に対する国の税財政上の援助措置を強化するとともに、基金設立の全国的な展開を促進すること。
- (6) 安定的な維持用水の放流計画を確立するとともに、環境保全及び防災に関する施策等の拡充をはかること。
- (7) 水源地域の活性化をはかるとともに、地域間交流支援事業等による上下流連携を推進すること。
- 二、水資源開発の推進
 - (1) ウォータープラン21を踏まえるとともに、水行政における国・地方を通ずる体制の整備をはかること。
 - (2) ダム所在町村に新たな利水需要が生じた場合、ダム使用権又は水利権を優先的に取得できるよう、所要の制度を確立すること。
 - (3) 水質管理体制の充実強化及び下水道整備の促進をはかること。
 - (4) 地下水の人工涵養及び地盤沈下防止のための事業を、国の直轄事業として制度化すること。
 - (5) 水源復層林の整備及び水源林特別対策の拡充をはかるとともに、放置山林の対策を強化すること。

が、産炭地域の中には、今なお、過去の閉山・合理化の影響を受け、人口の流出、財政の悪化等多くの問題を抱え、社会的・経済的に極めて厳しい状況にある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、産炭地域対策に必要な財源の確保

平成十三年度における産炭地域振興対策、鉱害対策および炭鉱労働者雇用対策等に係る必要な財源を確保するとともに、平成十四年度以降において産炭地域の自立的な経済・社会システムの構築に向けて中心的な役割を担う中核的事業者主体に対する基金を増額すること。

二、激変緩和措置の確実な実施

平成十四年度以降における「石炭関連整備法」に基づく以下の激変緩和措置の実施に当たっては、産炭地域の今後の自立・発展に資するよう地元の実情を十分配慮すること。

- (1) 鉱害復旧およびばた山災害対策炭鉱離職者の雇用対策
- (2) 市町村が行う特定公共事業に対する国庫助成
- (3) 地方交付税の特例措置の継続

地方交付税の算定に際し、平成十四年度以降においても、現行の普通交付税における産炭地補正と同様な地方財政上の特例措置を継続すること。

温泉よりもっと『温泉』!

準天然

ト

ロ

ン

温

泉



リラクゼーションを提供する浴場は快適施設の心臓部です

★自慢のふるさとなをつくりませんか?! トロン温泉地域が誇れる自慢の施設に自治体も、住民も満足しています

★“活” トロン温泉で若返るふるさと 高齢化社会の救世主として評価が高まる究極施設です

★トロン温泉がつくる元気な街! 数100の自治体がトロン温泉を設置し、実績を上げています

★“夢舞台” 歓声が聞こえるトロン温泉 老若男女が集う新コミュニティ施設として、自治体の新名所に

◆ランニングコストが天然温泉の1/10で済むトロン温泉は、行財政改革の救世主です。

◆数100の自治体が、天然温泉からトロン温泉に切り替えて成功しています。

企画立案から設計施工、施設運営まで協力します/富士山麓入浴施設の体験入浴セミナー申し込み・資料請求を受け付け中

(株)日本トロン開発協会 〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-12 TEL : 03-3221-1601(代) FAX : 03-3221-1361

四一、非鉄金属鉱山地域 対策の推進

非鉄金属鉱山地域は、所在鉱山の
あいつぐ休閉山により、地域活力が
低下し、財政基盤も脆弱化するなど
厳しい状況にあるので、関係町村の
振興をはかるため各種施策を推進す
る必要がある。

よって、国は次の事項を実現され
たい。

- 一、鉱山所在町村振興対策の強化
- (1) 鉱山所在町村の振興対策を推進
するとともに、税財政措置を強化す
ること。

- (2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活
用に対する財政措置を拡充するこ
と。

- (3) 鉱山施設および鉱山の技術・イ
ンフラ等を活用したりサイクル関連
施策を推進することとし、その場
合、鉱山所在町村の再活性化に最大
限の配慮をすること。

- 二、休廃止鉱山所在町村における地
場産業の振興、離職者雇用対策等の
拡充強化をはかること。

- 三、鉱害防止対策の支援の強化と地
域環境整備の促進をはかること。

四二、地域改善対策の推 進

同和問題は基本的人権に関わる重
大な問題であり、今日に至るまで、
国、地方公共団体等による地域改善

対策事業の積極的な推進により、生
活環境の整備を中心とする各分野で
一定の成果をおさめてきたところ
ある。

しかしながら、職業の安定、産業
の振興、教育の充実や啓発、特に、
近年多発しているインターネットに
よる差別事象の防止等について未だ
多くの課題を有しており、さらに住
環境整備等の物的事業も残されてい
る。

よって、国は次の事項を実現され
たい。

- 一、「同和問題の早期解決に向けた
今後の方策」(政府大綱)において、
法的措置、行財政措置を講じること
とされた事業をはじめ、人権教育・
啓発にかかる事業を推進するため、
必要かつ十分な予算措置を講じ、地
方公共団体の財政負担の軽減をはか
ること。

- 二、差別意識の解消に向けた教育お
よび啓発推進のための法的措置を講
じるとともに、国における総合的な
調整機能を持つ機関を設置するこ
と。また、人権侵害の防止および被
害の救済に関する法的措置を講じる
こと。

- 三、住宅新築資金等貸付事業に伴う
償還推進助成事業については、財政
措置等内容を充実するとともに、法
制化すること。

- 四、公営住宅家賃について、特別な
緩和措置を講じること。

四三、北方領土の早期返 還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉
島の北方四島は、わが国固有の領土
であり、この返還を実現することは、
国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交
渉を行うことにより一日も早く、そ
の実現をはかること。

四四、竹島の領土権の確 立

わが国固有の領土である竹島の領
土権を確立し、周辺海域における漁
場の安全操業ならびに鉱業権の安全
行使が速やかに実現できるよう、国
はさらに強力な外交交渉を行うこ
と。

十二月二十五日、一月一
日付の「町村週報」は休刊
させていただきます。
次号は一月八日発行で
す。

市町村長特別セミナー受講者募集中

市町村職員中央研修所(市町
村アカデミー)では、平成十三
年一月十一日(木)・十二日(金)
の両日、「新年度の政策と予算」
を重点テーマとして、下記によ
り市町村長特別セミナーを開講
いたします。

現在、定員に若干の余裕があ
りますので、受講ご希望の方は、
十二月二十八日(木)までに市
町村アカデミーへ直接お申込み
ください。

なお、市町村長に限らず、助
役、収入役の方も受講できます。

記

- 一、日時 平成十三年一月十一日(木)
十二時三十分から
十二月十二日(金)
十二時三十分まで

- 二、講演 「地方財政の展望」
(財)地域総合整備財団顧問・税制
調査会委員 津田 正氏、「中心市街
地活性化の視点と方策」- 地方中心商
店街再生に向けてのシナリオと方法 -
(株)黒壁代表取締役社長 笹原司朗氏、
「新時代の行政システム改革」- これ
からの人材育成 - 千葉大学法経学部教
授大森彌氏、「二〇〇一年日本経済の
展望」- 東京大学経済学部教授 伊藤元
重氏

- 三、参加費 一〇、〇〇〇円(宿泊費、
食費、図書資料費を含む)

- 四、申込締切 十二月二十八日(木)
(定員を超えた時には、お断りする場
合もあります) 申込書受理後、決定通
知に併せて、必要なご連絡をいたしま
す。

- 五、申込及び問合せ先

市町村アカデミー研修部

〒二六-一〇〇二五

千葉市美浜区浜田一丁目一番

電話 〇四三一-二七六一三二二六

FAX 〇四三一-二七六一五二一

分権委が市町村合併の意見書を提出

地方分権委員会（諸井 虔委員長）は十一月二十七日に「市町村合併の推進についての意見」を森首相に提出した。この意見書は、同委員会が去る八月に国庫補助負担金の整理合理化に関する意見書を森首相に提出した際、市町村合併の推進、地方税財源の充実確保などの課題についてさらに検討するよう要請されたのを受けて取りまとめたもので、政府はこの意見を十二月一日に決定した行政改革大綱に盛り込んでいる。

意見書の全文は次のとおり。

市町村合併の推進についての意見 ―分権型社会の創造―

はじめに

地方分権推進法は、五年間の時限法であり、本年七月二日にその期限が到来することになっていたが、地方分権推進法の一部を改正する法律の成立により、地方分権推進法の有効期間が一年間延長され、これに伴い、当委員会の任期も一年間延長されることになった。

当委員会は、これまでの監視活動の結果を踏まえ、本年八月、地方分権推進法第一〇条第二項の規定に基づき、内閣総理大臣に意見を提出した。その際、内閣総理大臣から当委員会に対し、引き続き監視活動に取りむくとも、市町村合併の推進、地方税財源の充実確保などの課題について、更に検討するよう、要請がなされた。

このうち、市町村合併の推進につ

成十二年中のできるだけ早い時期に作成するよう要請がなされ、その作業が進められているところである。一方、政府においては、二十一世紀のわが国社会について新たな行政システムを構築する必要から市町村合併の推進を含む行政改革大綱の策定に取り組んでいるところである。

こうした状況を踏まえ、当委員会は、本年九月以降、市町村の合併の着実な推進を図っていくための方策などについて、関係地方団体、地方公共団体の首長、経済団体、学識経験者等広く各界各層の人々の意見を聴取しながら精力的に検討を進めてきたところであり、今般、市町村合併の推進について、地方分権推進法第一〇条第二項の規定に基づき、内閣総理大臣に対して意見を述べるものである。

政府においては、この意見を尊重し、適切に対処されるよう要請するものである。

一、市町村合併の意義

(一) 地方分権の推進

少子・高齢社会の到来に対応し、社会の活力を維持・向上させ、自己決定と自己責任の原則に基づく真の分権型社会を構築していくことが重要である。したがって、これまでの地方分権の推進の成果を十分に活かす、高度化、多様化する行政需要に

対応するためには、市町村合併を通して基礎的自治体の自立性と行財政基盤の充実強化を図る必要がある。

(二) 市町村行政の広域化

住民の日常生活圏や経済活動の広域化の進展に伴い、広域的な見地から行政を展開することが益々必要になってきている。特に、介護保険制度の施行やごみ処理の問題等広域的な対応が従来に増して求められてきていることにかんがみれば、基礎的自治体としての市町村が合併を通して圏域の拡大を図ることは必要である。

(三) 地方の財政状況への対応

我が国の財政は、平成十二年度末の国・地方合わせた債務残高は約六四五兆円に達し、その内に占める地方財政の借入金残高は、平成十二年度末には一八〇兆円を超えると見込まれているなど極めて厳しい状況にある。その中で、少子・高齢化が急速に進行しており、医療、福祉等の社会保障関係費の増大など財政需要の一層の増大が見込まれている。

こうした国・地方を通ずる厳しい財政状況の下、市町村が、現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持していくためには、まず、自らの努力として、市町村合併による簡素で効率的な地方行政体制の整備が必要であると考えられる。

(四) 担税者としての国民の意識への対応

厳しい地方財政状況の下、地方税の充実確保を図っていくうえで、担税者、生活者としての国民の幅広い

理解を得なければならぬ。そのために、民間企業等において経営合理化策等が講じられている社会経済情勢や、現行の地方行財政運営の仕組みに対して国民の中には厳しい意見もあるなどにかんがみ、これを見直し、地方公共団体において、徹底した行財政改革を実施するとともに、市町村合併を強力に推進する必要がある。

二市町村合併の効果

市町村合併のメリットとしては、①広域的視点に立ったまちづくりの展開や施策の広域的調整が可能になること、②行政サービスの拡大や公共施設の広域的利用等による住民の利便性の向上、③専門的知識を持った職員の採用・増強や専任の組織の設置が可能になること、④行政組織の合理化、⑤公共施設の広域的・効率的な配置などが挙げられている。

他方、市町村合併については、その必要性は十分に認識されているものの、合併のデメリットとして、①行政との距離が遠くなることによる住民の利便性の低下、②住民の意見の施策への反映やきめ細かなサービスの提供が困難になること、③合併後の中心部と周辺部との地域格差の発生、④地域の連帯感の喪失、⑤サービス水準の低下や住民負担の増加などが指摘され、市町村や住民が合併に対して消極的になっていく場合もある。これらのデメリットとして挙げられている点については、合併についての関係市町村の協議の中で十分な検討を行い、合併についての行財

政措置を十分に活用することなどによって、その解消を図る必要がある。

二、市町村合併の推進方策

合併特例法の期限である平成十七年三月までに十分な成果が上がるよう、既に講じられている措置に加え、新たに次の措置を講ずることとする。なお、合併特例法の財政措置は原則として法の期限内に合併するものについてのみ適用されるものであることを関係者は認識して取り組む必要がある。

(一)合併支援体制の整備

市町村の合併に対する取組を総合的に支援するため、政府部内において「市町村合併支援本部」(仮称)を設置することとし、国民への啓発とともに、市町村合併の推進の観点から、国の施策に関し、関係省庁間の連携を図る。

(二)住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入

合併協議会の設置を求める住民発議が行われた場合には、住民発議に係る議会の議案審議に際して請求代表者の意見陳述を認めることとし、合併協議会が設置される場合、合併協議会そのものへの参加も認めることとする。

また、住民発議が行われても合併協議会設置に至らない場合が多いことにかんがみ、住民の意向がより反映されるよう、住民発議による合併協議会設置の議案が議会で否決された場合に、合併協議会の設置を求める住民投票制度の導入を検討する。

なお、住民発議により合併協議会が設置された場合には、一定期間内に市町村建設計画を作成するものとする。

(三)合併推進についての指針への追加

各都道府県が要綱を作成しつつある状況を踏まえ、国は現在の指針に、合併協議会設置に係る知事の勧告の基準を示すことや、各都道府県に知事を長とする市町村合併のための全庁的な支援体制を整備することの要請などを追加する。

(四)財政上の措置

合併特例法の期限内に合併する市町村に対し、合併後の財政需要に対する交付税措置を一層充実する。

また、地方税の不均一課税の適用期間の延長その他合併に伴う税制への配慮を検討する。

(五)旧市町村等に関する対策

国は、住民サービスの維持向上を図り、住民の意向がより反映されるよう、地域審議会の活用、当分の間旧市町村の意向が議会において反映される措置、災害等緊急時の役割機能の維持など旧市町村等を単位とする多様な仕組みを検討する。

(六)情報公開を通じた気運の醸成

国は、都道府県知事に対し、要綱の周知を図るよう要請するとともに、市町村に対し、住民が市町村合併の是非についての確な判断ができるよう行財政情報の公開を徹底するよう要請する。

おわりに

昨今、地方交付税による財源保障

が市町村合併の推進を阻んでいるとの声があることも事実であるが、国・地方を通じた厳しい財政状況を考慮すれば、むしろ財政構造改革の論議の中で地方交付税制度の一層の簡素・合理化を検討すべきであると考えられる。

当委員会としては、合併特例法の期限である平成十七年三月までに、既に講じられている措置及び今回の措置により、市町村合併に十分な成果が上がるよう、市町村の関係者にあつては、すべての市町村において自らの問題として合併に向けた取組を速やかに開始され、国・都道府県との関係者にあつては、市町村合併の推進を支援するため最大限の努力を払われることを強く期待している。

また、合併協議が整った市町村についての合併の是非を問う住民投票制度の導入の検討や、基礎的な地方公共団体としての市町村制の在り方を総合的な見地から再検討すること、今後の課題として挙げられる。

最後に、市町村合併が飛躍的に進展することになれば、広域的自治体としての現在の都道府県の在り方の見直しも視野に入れ、地方自治の仕組みについて、中長期的に本格的な検討課題として取り上げていくことが必要になることを指摘しておきたい。

なお、当委員会は、残された任期の中で、引き続き監視活動に取り組むとともに、地方税財源の充実確保などの課題について更に検討を進めていく方針である。

新任都道府県町村会長の略歴

山形県町村会は十月十二日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

山形県町村会長
西田川郡温海町長



本間 満義
昭和三十二年五月十六日生

【住所】山形県西田川郡温海町大字早田丙五三番地
【町長に当選するまでの経歴】 昭和五十六年町議会議員 六十年温海町長

【町長としての当選回数】四回
【町村会関係の経歴】 平成三年山形県町村会産業建設委員長 六年庄内地方町村会長 六年庄内市町村会長 六年山形県町村会副会長 十二年山形県町村会長

【主な業績】 第三次総合計画策定 デイサービスセンター「愛寿園」完成 公共下水道供用開始

温海町ふれあいセンター竣工 鼠ヶ関マリーナ管理棟竣工 町民歌「未来を担う郷土愛」・イメージソング「好きだから温海」制定 ふるさと物産館「しゃりん」オープン 第四七回国民体育大会ヨット競技開催 役場新庁舎竣工 あつみ温泉一本木スキー場オープン 念珠の松庭園開園 防災行政無線導入 特別養護老人ホーム「温寿荘」完成 人工海水浴場マリナーパークねがせきオープン 温海・念珠間・福米中が統合「新温海中学校」開校 第四次総合計画策定 二〇〇一国際FJ級ヨット世界選手権開催決定

【趣味】読書、山登り
【家族】妻、長男夫婦、孫三人

神奈川県町村会は十月十六日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

神奈川県町村会長
足柄下郡真鶴町長



三木 邦之
昭和十六年一月十三日生

【住所】神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴六一一番地

【町長に当選するまでの経歴】 昭和四十年真鶴町職員 昭和五十六年真鶴町議会議員 平成二年真鶴町長

【町長としての当選回数】三回
【町村会関係の経歴】 平成四年足柄下郡町村会長

【主な業績】 真鶴町上水道事業給水規制条例、真鶴町地下水採取の規制に関する条例の制定 真鶴野外芸術祭の開催 真鶴町まちづくり条例の制定 コミュニティ真鶴完成

真鶴魚座完成 町立体育館完成 第五三回国民体育大会かながわ夢国体ウエイトリフティング競技開催 真鶴町国民健康保険診療所完成 真鶴聖苑完成

【趣味】料理
【家族】妻、一男、二女

栃木県町村会は十一月七日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

栃木県町村会長
安蘇郡田沼町長



小玉 新
昭和三十三年一月二十四日生

【住所】栃木県安蘇郡田沼町大字栃本三、二六六番地

【町長に当選するまでの経歴】 繊維製品製造業 昭和五十四年田沼町議会議員 六十一年田沼町長

【町長としての当選回数】四回
【町村会関係の経歴】 平成三年安蘇郡町村会長 及び栃木県町村会評議員 九年栃木県町村会副会長

【主な業績】 町民大学の開講 「町民との対話の日」開設 町民ふれあいまつりの創設 第四次振興計画の策定 シルバー人材センター開設 中学生海外派遣事業の実施 子宝条例の制定 田沼工業団地の完成 総合運動公園（グリーンスポーツセンター）設置 栃木県・県南総合病院増築改修工事及び老人保健施設あそへルホスの設置 公共下水道着手 たぬまふるさと館オープン 温泉開発着手 高齢者福祉センター「遠原の里」建設オープン 北関東自動車道沿線開発計画の策定 蓬山口グヒレッジ「蓬の里」、根古屋森林公園、須花坂公園「憩い館」などのオープンによる観光資源開発 「道の駅たぬま」の建設に着手

【趣味】書道・囲碁・ゴルフ
【家族】妻・長男夫婦・孫一人

都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

くつろぎを最優先にこだわった客室

宿泊料金(室料)

シングル	131室	8,500円より
ツイン	18室	16,000円より

7階以上の上層階に配された客室は静かで落ち着いた雰囲気です。機能性と快適さにこだわり、ゆったりとしたくつろぎの時をお過ごしいただけます。



シングル

年末年始休業のお知らせ

全国町村会館をいつもご利用いただきありがとうございます。下記の期間は、ご宿泊及びレストラン、ホテルショップの営業を休業いたします。ご宿泊を予定されている方は、ご注意くださいようお願いいたします。

ご宿泊

平成12年12月28日(木)～平成13年1月3日(水)
営業開始日/平成13年1月4日(木)

レストラン「ベルラン」

平成12年12月28日(木)14:00～平成13年1月3日(水)
営業開始日/平成13年1月4日(木)11:00オープン

和食処「さいかち」

平成12年12月28日(木)14:30～平成13年1月4日(木)
営業開始日/平成13年1月5日(金)11:30オープン

ホテルショップ

平成12年12月28日(木)15:00～平成13年1月3日(水)
営業開始日/平成13年1月4日(木)

東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

特別サービスとして

1 宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊<特別料金(室料)>

シングル	6,800円	通常料金 8,500円より
ツイン	12,800円	通常料金 16,000円より

金曜日のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草 / 地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー / 地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 後楽園遊園地 / 地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望室 / 地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



官庁街に近く、最適なロケーションを誇る全国町村会館。一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。



[交通案内]

有楽町線・半蔵門線・南北線
「永田町駅」3番出口徒歩1分
丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧] 北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・鳥根県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・お問い合わせは **全国町村会館** TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号